介護保険制度の施行状況等に関する市町村等との意見交換会（第３回定点市町村会議）の状況

（平成１２年６月１９日）

１．１０月からの第一号保険料徴収へ向けての取り組みについて

○　大部分の市町村で、以下のような対応を実施する予定。

①　改めて町内会単位での住民説明会を実施する。

②　住民に対し保険料額の通知を行う際に、制度を説明したリーフレット類を同封する。

③　自治体の広報紙などを活用して制度の趣旨・内容を周知する。

○　保険料徴収へ向けて既に説明会を実施した市町村からは、制度施行前に一度説明をしていたが、その段階で理解が不十分であった点や、制度実施後に出てきたと思われる問題点などについてやりとりがなされ、説明を開催してよかったとの意見があった。

○　その他、以下の取り組み例があった。

①　フローチャート形式で辿っていけば自分の保険料額がわかるような保険料の判定表を作成した（静岡県蒲原町）。

②　教育委員会と連携して、「長寿大学」という講座を開き、制度の趣旨や保険料について説明した（名古屋市）。

２．要介護認定の更新事務の状況

○　更新認定申請の勧奨通知をすると、要介護認定の申請が次期認定期間の前々月末に集中するが、それにより認定作業が前月末に集中するので、３０日以内に認定事務を終了することがなかなか難しい。

○　申請者本人の状況にあまり変更がない場合など、本人や主治医などから「また調査するのか。」ということになってしまう。

○　認定事務の業務量の観点からも、認定の有効期間の延長を検討する必要がある。

→　認定の有効期間の延長の事例集を作成し、配布する予定。

○　更新認定の結果、前回の認定結果と異なるケースもあるが、その際に本人に対して説明を適切に行う必要性を実感している。

3．利用者保護のための取り組み

(1) 利用者への情報提供

○　ＷＡＭ－ＮＥＴを活用して事業者情報を提供したり、事業者紹介を掲載したパンフレットを高齢者がいる全世帯に配布している例がかなりあった。

○　標準契約書を示したり、契約上の留意事項（チェックリスト）のようなものを配布している例も相当数あった。

(2) 苦情相談など

○　市内の薬局（２７か所）に「まちかど相談所」を委託して身近な相談を実施している（岩手県宮古市)。

○　サービス向上委員会を設置し、委員１２人中５人を市民代表として住民が直接苦情を聴く形とするなど、苦情処理に関する第三者機関をすでに設けているところ（岩手県宮古市）や、現在検討中のところがあった。

○　都道府県の医療社会事業協会（ＭＳＷの団体）に対し、市役所に人を派遣してもらって苦情相談を行っている事例（高知県高知市）があった。

○　介護サービス事業者の団体が「お客様苦情情報センター」を設置して、加盟事業者の負担により運営している。苦情への対応事例集を作成し、会員に配布することで会員へ還元している（名古屋市)。

4．居宅介護支援事業者に対する支援

○　ほとんどの市町村で居宅介護支援事業者や、サービス事業者も入った形での連絡協議会のようなものを設置しているが、現段階では、行政側からの情報提供等を行うに止まっており、ケアプランの作成技術の向上のための取り組みはこれからとのことであった。

○ 一の市町村の範囲に止まらず、県内9つの圏域単位で事業者連絡会を設置して研修等を行っている事例（島根県）もあった。

○ サービス担当者会議に町の保健婦が必ず参加するようにしたり、基幹型在宅介護支援センターを定期的に月水木の午前中に開放し、ケアカンファレンスの開催を支援している例（滋賀県水口町）があった。

○ 住宅改修の意見書を書くだけでは介護報酬が払われない点に関し、在宅介護支援センターが意見書を書くようにしているところがあった。ただ、この点に関しては、民間との間で不公平を生まないかとの声もあると意見もあった。

5．訪問介護サービスの状況など

(1) 訪問介護サービスの状況

○ 訪問介護サービスの提供量については、総体的には増加しているが、新規に参入した事業者については、知名度が低く、地域連携が十分に図られていないなどの理由で、利用が進んでいない。社会福祉協議会や従来からのサービス提供事業者にサービス提供を依頼している例が多い。

○ 訪問介護サービスの3区分（身体介護、複合型、家事援助）の当てはめに関し、以下のような指摘があった。

① 家事援助サービスについて、家族の要望で、家族分の洗濯や炊事、庭の草むしりなどの保険給付の対象外であるいわゆる家事代行的行為までやらされている。

② 身体介護的な内容が含まれており、本来であれば身体介護型又は複合型になるにもかかわらず、利用者の希望に引っ張られるなどの理由により、単価の安い家事援助型としてサービスが提供されている。

→ 訪問介護の当てはめの適正化を図る観点から、以下の対応を実施することとしている。

- 3区分の当てはめの事例の収集を行い、不適正な事例を示す。
- 居宅介護支援事業者や訪問介護事業者に対し、上記事例集を周知し、利用者に説明して、適切な当てはめをするよう徹底。

○ なお、この点に関し、事業者間で3区分の当てはめを研究して明確にしようとの取り組みを行っている例があった。

○ 都市部においては、特定時間帯（朝の7時から9時まで）の希望が多い。

(2) その他

○ デイサービスのニーズがかなり増加しており、地域によっては足りなくなるのではないかとの心配をしているところもあった。

～以上～